

表 2. 介護報酬表

令和6年4月1日より

基本単価・所要時間		単位数	お客様負担金			介護報酬
			1 割	2 割	3 割	
身体介護	20分未満	163単位	163円	326円	489円	1,630円
	20分以上30分未満	244単位	244円	488円	732円	2,440円
	30分以上60分未満	387単位	387円	774円	1,161円	3,870円
	1時間以上90分未満	567単位	567円	1,134円	1,701円	5,670円
	以降30分増すごとに加算	82単位	82円	164円	246円	820円
生活介護	20分以上45分未満	179単位	179円	358円	537円	1,790円
	45分以上	220単位	220円	440円	660円	2,200円
自立支援	身体30分未満・生活20分以上	309単位	309円	618円	927円	3,090円
	身体30分未満・生活45分以上	374単位	374円	748円	1,122円	3,740円
	身体60分未満・生活20分以上	452単位	452円	904円	1,356円	4,520円
	身体60分未満・生活45分以上	582単位	582円	1,164円	1,746円	5,820円

注 1) 表 2 の金額は、1回あたりの料金の目安となります。実際のお客様負担金は、ご利用された単位数のを合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。

- (5) 2名の訪問介護員等によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、お客様の同意を得た上で、サービスを提供するものとします。この場合には通常の介護報酬の2倍の料金となります。
- (6) 通常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合、介護報酬は次の加算割合で割増されます。

早朝（6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）	＋25%
深夜（午後10時～午前6時）	＋50%

- (7) 緊急時訪問介護加算は、お客様やそのご家族からの要請に基づき、サービス提供者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認め、訪問介護員が居宅サービス計画にない身体介護を行った場合に加算します。
- (8) 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成したお客様に対して、初回サービス実施月にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- (9) 当事業所が、厚生労働大臣が定める中山間地域に居住する者へのサービス提供加算として5%の割合を介護報酬に加算します。
- (10) 当事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善を実施しているものとして都道府県知事に届出をした場合、介護職員処遇改善加算所定の単位数に加算します。介護職員処遇改善加算は、介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算です。

区分	加算率
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1月に算定した単位数の合計×22.4%